

## 児玉郡市広域市町村圏組合告示第12号

「新本庄分署庁舎電気設備工事」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び児玉郡市広域市町村圏組合契約規則（平成20年児玉郡市広域市町村圏組合規則第3号）第5条の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札を執行する。

平成29年6月9日

児玉郡市広域市町村圏組合  
管理者 吉田信解

### 記

#### 1 入札参加形態

入札に参加できる者の形態は、入札公告個票のとおり。

#### 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 平成29・30年度の児玉郡市広域市町村圏組合入札参加資格者名簿に登載されていること。

登載業種、格付及び所在地区分等については、入札公告個票のとおり。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本公告の公告日から入札執行日までの間において、国、県及び児玉郡市広域市町村圏組合工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく入札参加停止（指名停止も含む。）の措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより一般競争入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより一般競争入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に継続して3ヶ月以上雇用していること。

キ 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けていること。ただし、下請契約の総額が4千万円以上（建築工事の場合は6千万円以上）となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

ク 建設工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていること。

### 3 入札参加申込

- (1) 入札参加を希望する者は次の書類を児玉郡市広域市町村圏組合総務課に提出しなければならない。
  - ア 制限付き一般競争入札参加資格等確認申請書
  - イ 一般競争入札参加資格等確認資料
  - ウ 申請日現在有効な建設業許可の通知書の写し又は証明書
  - エ 公告日現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し又は証明書
  - オ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し及び監理技術者の資格を要する工事においては所属建設業者がわかる監理技術者資格証の表面裏面の写し（交付年月日が平成16年3月1日以降のものにあつては、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。）
  - カ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に継続して3ヶ月以上の雇用関係を証明できること。なお、オに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）
- (2) 受付期間については、入札公告個票のとおり。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受付を行わない。

### 4 入札参加申込書の受理

受付の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、入札参加申請書を受理しない。

### 5 入札参加資格の確認通知書の交付

入札参加資格の確認通知書は、入札公告個票のとおりの日時に、児玉郡市広域市町村圏組合総務課にて交付する。

### 6 入札保証金 免除する。

### 7 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧又は貸出しは、児玉郡市広域市町村圏組合総務課にて行う。
- (2) 設計図書等の閲覧期間又は貸出日時（返却期限を含む。）については、入札公告個票のとおり。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けない。
- (3) 設計図書等に関する質疑は、児玉郡市広域市町村圏組合総務課へ書面により行うこと。また回答書は、入札参加者全員に送付する。
- (4) 設計図書等に関する質疑の受付期間及び回答書の配布日時については、入札公告個票のとおり。ただし、土曜日・日曜日・祝日については、質疑の受付は行わない。

### 8 入札執行の日時等

入札の日時及び場所については、入札公告個票のとおり。

### 9 入札に関する注意事項

- (1) 入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (2) 入札に参加する者の数が一者であるときは、入札を執行しない。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税の課税事業者及び免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札金額見積内訳書を入札書とともに提出すること。
- (5) 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 再度入札は2回までとする。ただし、初度入札に参加しない者は、再度の入札に参加することができない。
- (7) この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (8) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- (9) 入札参加資格の確認通知書の交付後に入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

10 最低制限価格 入札公告個票のとおり。

11 現場説明会 開催しない。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしない者がした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 最低制限価格を設けているときは、最低制限価格を下回った入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、組合の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。  
ただし、最低制限価格を設けている場合は、組合の予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格により入札した者とする。
- (2) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者のくじにより、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

## 14 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に入札会場に入札者全員に口頭で周知する。

15 契約保証金

児玉郡市広域市町村圏組合契約規則第35条から37条までによる。

16 契約条項等

- (1) 児玉郡市広域市町村圏組合契約規則及び児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款（平成9年児玉郡市広域市町村圏組合告示第9号）については、児玉郡市広域市町村圏組合ホームページ及び児玉郡市広域市町村圏組合総務課において閲覧することができる。
- (2) 工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事に該当する場合、落札者は速やかに必要書類を工事担当課に提出すること。
- (3) 児玉郡市広域市町村圏組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年条例第23号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、組合議会の議決を経たときはこれを本契約とみなす旨が記載された建設工事請負仮契約書を取り交わすものとする。なお、議会で否決された場合、当該仮契約を無効とする。この場合において、児玉郡市広域市町村圏組合は仮契約の相手方に対していかなる責任をも負わないものとする。

17 支払条件

- (1) 前金払 入札公告個票のとおり。
- (2) 部分払 入札公告個票のとおり。

18 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、児玉郡市広域市町村圏組合契約規則・児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款・設計書・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

19 その他

- (1) 別に定める事項は、入札公告個票のとおりとする。
- (1) 提出された競争参加資格確認書類等は、返却しない。
- (2) この公告に定めない事項は、児玉郡市広域市町村圏組合競争入札参加者心得並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

20 問い合わせ

この件についての問い合わせ先 児玉郡市広域市町村圏組合総務課企画財政係

TEL 0495-27-2241

FAX 0495-27-2242

入札公告個票

工事名	新本庄分署庁舎電気設備工事	
工事場所	埼玉県本庄市字高畑 224 番地 外 4 筆	
工期	契約確定の日～平成 30 年 3 月 28 日	
工事概要	敷地面積 2800.69 m <sup>2</sup> 、建築面積 624.05 m <sup>2</sup> 、延床面積 873.04 m <sup>2</sup> の新本庄分署 庁舎建設に伴う電気設備工事を行う。 庁舎 (1) 電灯コンセント設備 (2) 幹線、動力設備 (3) 受変電設備 (4) 発電設備 (5) 構内交換設備 (6) 構内情報通信網設備 (7) 拡声設備 (8) 1 階会議室音響設備 (9) 電気時計設備 (10) トイレ等呼出設備 (11) I T V 設備 (12) テレビ共同受信設備 (13) 自動閉鎖設備 (14) 防災アンテナ用配管設備 (15) 雷保護設備 屋外 (1) 幹線設備 (2) 高圧引込設備 (3) 外灯設備 (4) 通信引込設備	
入札方法	制限付き一般競争入札	
入札参加形態	単体企業	
入札参加資格	ア	<p>《所在地区分》</p> <p>本庄市及び児玉郡内に本店又は契約締結権限のある代理人を置く支店又は営業所を有する者。</p> <p>《名簿登載業種等》</p> <p>平成 29・30 年度の児玉郡市広域市町村圏組合入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という）における電気工事の格付が A 級の者。</p>
	イ	<p>《所在地区分》</p> <p>熊谷県土整備事務所管内に本店を有する者。</p>

		≪名簿登載業種等≫ 平成29・30年度の児玉郡市広域市町村圏組合入札参加資格審査申請 における電気工事の資格審査数値が900点以上の者。
入札参加申込受付期間		平成29年6月9日～平成29年6月14日正午
入札参加資格確認通知 書交付日時		平成29年6月16日午前9時から
設 計 図 書 等	貸出日時	平成29年6月16日午前9時から (CD-ROMによる貸出)
	返却期限	平成29年6月27日
	質疑受付期間	平成29年6月16日午前9時～平成29年6月21日正午
	回答書配布日時	平成29年6月23日 午後5時まで
入札日時・場所		平成29年6月27日 午前10時00分 小山川クリーンセンター2階会議室
最低制限価格		設定する。
調査基準価格		設定しない。
支 払 条件	前金払	あり（児玉郡市広域市町村圏組合公共工事前金払要綱（平成9年児玉郡市広域市町村圏組合告示第11号）第2条の範囲とする。）
	部分払	なし
その他		なし
工事担当課		消防本部総務課庁舎建設室
契約担当課		総務課企画財政係